

一時預かり事業について

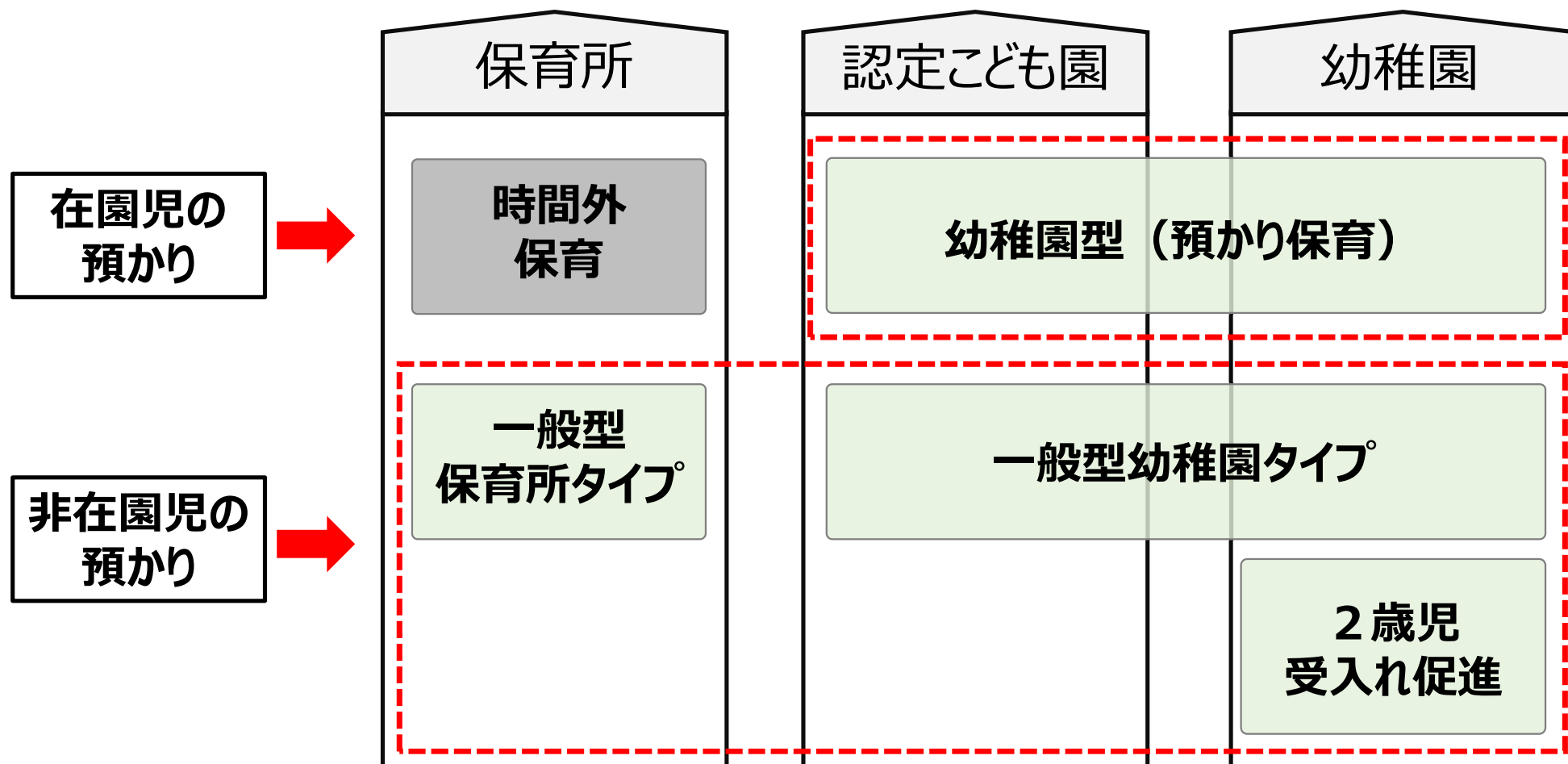
令和7年3月

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課



札幌市が行う一時預かり事業について

一時預かり



一時預かり事業（幼稚園型）の概要について

実施施設	認定こども園・幼稚園 ※全ての種類の認定こども園が対象。
事業内容	教育時間の前後に保育を必要とする児童に対して保育を提供する
対象児童	事業実施施設に在籍している児童 ※保育の必要性は問わない（新2・3号認定子どもでなくとも利用できる）。 ※一般型幼稚園タイプを実施していない場合は、年間299人まで非在園児を対象に含めることが可能。
実施時間	教育時間を含む10時間以上
実施日	月曜日から金曜日まで ※土曜日を実施日に含めることができる。
休園日	土曜日（土曜日に実施しない場合のみ）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く10日間を上限に施設が設定
定員	1日あたり30名以上 ※対象児童（1号認定子ども等）に係る施設の利用定員が30名を下回る場合は、施設利用定員を上限とする。
利用料（保護者負担）	市が定める標準利用料を基準に施設が設定（給食費も別途徴収可能）
職員配置基準	札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項に定める基準に準じて保育士等を配置し、うち2名を専従の保育従事者として ※通常保育の対象となる児童（2・3号認定子ども）とともに一時預かり対象児童を保育する場合は、専従の保育従事者を1名とすることができる。
設備・面積	事業実施のために専用の部屋を確保するものとするが、適切な事業実施が可能な場合は、通常教育・保育のために使用している部屋で保育することができる。

一時預かり事業（幼稚園型）と時間外保育事業の違いについて

	一時預かり事業（幼稚園型）	時間外保育事業
事業内容	教育時間の前後に保育を必要とする児童に対して保育を提供する	保育時間の前後に保育を必要とする児童に対して保育を提供する
対象児童	事業実施施設に在籍している児童（ <u>幼稚園部分</u> ）	事業実施施設に在籍している児童（ <u>保育園部分</u> ）
実施日	月曜日から金曜日まで ※ <u>土曜日を実施日に含めることができる。</u>	月曜日から <u>土曜日</u> まで
休園日	土曜日（土曜日に実施しない場合のみ）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く <u>10日間を上限に施設が設定</u>	土曜日（土曜日に実施しない場合のみ）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
定員	<u>1日あたり30名以上</u> ※ <u>利用定員を上回る保育の希望があったときは、可能な範囲で保育の提供を行うこと。</u>	規定なし ※保育の提供の希望があれば、 <u>原則として全員に保育の提供を行えるような体制を確保すること。</u>
職員配置基準	札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項に定める基準に準じて保育士等を配置し、うち2名を専従の保育従事者としてすること	札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項に定める基準に準じて保育士等を2名以上配置すること ※ <u>専従の保育従事者に関する規定なし</u>
設備・面積	事業実施のために専用の部屋を確保するものとするが、 <u>適切な事業実施が可能な場合は、通常教育・保育のために使用している部屋で保育することができる</u>	<u>規定なし</u>

一時預かり（幼稚園 2 歳児受入れ促進事業）の概要について

実施施設	幼稚園
対象児童	教育・保育給付認定（3号）を受けた2歳児（非在園児） ※2歳の誕生日を迎えた時点からの受け入れや、2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも可能。
実施時間	教育時間を含む11時間以上
実施日	月曜日から金曜日まで ※土曜日を実施日に含めることができる。
休園日	土曜日（土曜日に実施しない場合のみ）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く5日間を上限に施設が設定
定員	規定なし
利用料（保護者負担）	市が定める標準利用料を基準に施設が設定（給食費も別途徴収可能）
職員配置基準	札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項に定める基準に準じて保育士等を配置し、うち2名を専従の保育従事者として ※通常保育の対象となる児童（2・3号認定子ども）とともに一時預かり対象児童を保育する場合は、専従の保育従事者を1名とすることができる。
設備・面積	事業実施のために専用の部屋を確保するものとするが、適切な事業実施が可能な場合は、通常教育・保育のために使用している部屋で保育することができる。

一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）の概要について

実施施設	認定こども園・幼稚園
対象児童	教育・保育施設を利用していない児童（対象年齢は施設が設定） ※市外に居住する児童については、施設の在籍状況を問わない。 ※幼稚園の休園日等により普段利用している施設を利用できない場合（保育施設利用者は除く）は、例外的に対象に含めることができる。
実施時間	8：00～18：00を含む10時間以上
実施日	月曜日から金曜日まで ※土曜日を実施日に含めることができる。
休園日	土曜日（土曜日に実施しない場合のみ）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く10日間を上限に施設が設定
定員	1日あたり9名以上
利用料（保護者負担）	市が定める利用料を上限に施設が決定（300円を上限に給食費、このほか実費徴収も可能）
職員配置基準	札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項に定める基準に準じて保育士等を配置し、うち2名を専従の保育従事者とする事 ※通常教育・保育の対象となる児童とともに一時預かり対象児童を保育する場合は、専従の保育従事者を1名とすることができる。ただし、 <u>幼稚園型を実施している場合は、幼稚園型と一般型幼稚園タイプの専従保育従事者を同一人物とすることはできない。</u>
設備・面積	事業実施のために専用の部屋を確保するものとするが、適切な事業実施が可能な場合は、通常教育・保育のために使用している部屋で保育することができる

一時預かり事業（一般型保育所タイプ）の概要について

実施施設	保育所
対象児童	教育・保育施設を利用していない児童（対象年齢は施設が設定） ※市外に居住する児童については、施設の在籍状況を問わない。 ※幼稚園の休園日等により普段利用している施設を利用できない場合（保育施設利用者は除く）は、例外的に対象に含めることができる。
実施時間	8 時間以上
実施日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年 1 月 3 日まで）
定員	規定なし
利用料（保護者負担）	市が定める利用料を上限に施設が決定（給食費も別途徴収可能） ※私的理由（リフレッシュ）以外の児童は生活保護世帯または市民税非課税世帯に該当する場合に標準利用料を全額減免
職員配置基準	札幌市児童福祉法施行条例第182条第 2 項に定める基準に準じて保育士等を配置し、うち 2 名を専従の保育従事者としてすること ※通常教育・保育の対象となる児童とともに一時預かり対象児童を保育する場合は、専従の保育従事者を 1 名とすることができる。ただし、幼稚園型や一般型幼稚園タイプの専従保育従事者と同一人物にすることはできない。
設備・面積	事業実施のために専用の部屋を確保するものとするが、適切な事業実施が可能な場合は、通常教育・保育のために使用している部屋で保育することができる

一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）と 一時預かり事業（一般型保育所タイプ）の違いについて

	一般型幼稚園タイプ	一般型保育所タイプ
実施施設	認定こども園・幼稚園	保育所
実施時間	<u>8：00～18：00を含む10時間以上</u>	<u>8時間以上</u>
実施日	月曜日から金曜日まで ※ <u>土曜日を実施日に含めることができる。</u>	月曜日から <u>土曜日</u> まで
休園日	土曜日（土曜日に実施しない場合のみ）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く <u>10日間を上限に施設が設定</u>	日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
定員	<u>1日あたり9名以上</u>	<u>規定なし</u>
利用料（保護者負担） の減免制度	<u>規定なし</u>	<u>生活保護世帯及び市民税非課税世帯は、一時預かりの利用理由により、給食費を除く利用料が減免される</u>

一時預かり事業と時間外保育事業の違いについて

条件が異なる3名の児童が、開園から閉園まで過ごした場合（例）

- ◆ 1号子ども → 教育時間：9：00～14：00、一時預かり（幼稚園型）：7：00～9：00、14：00～19：00
- ◆ 2・3号子ども → 保育標準時間：7：00～18：00、時間外保育：18：00～19：00
- ◆ 一時預かり（一般型幼稚園タイプ）開所時間 → 7：00～19：00

